

令和 7 年 1 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金曜日） 午後3時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1 番	園田 恭子	2 番	江藤 徳幸	3 番	繁田 郁子
4 番	藤本 太一	5 番	小野 文隆	6 番	武石 俊一
7 番	安藤 慎八（会長）				

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	（欠席）	2 番	長尾亀世美	3 番	（欠席）
4 番	（欠席）	5 番	藤原 善和	6 番	（欠席）
7 番	石井由美子	8 番	藤本 哲朗	9 番	（欠席）
10 番	帆足 智己	11 番	松方 洋一	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農用地利用集積等促進計画について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7.会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和7年1月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人の指名ですが、1番園田委員、2番江藤委員、よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	お疲れさまです。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。議案集1ページをお開きください。 番号1番 大字岩室字五行塚〇〇〇番外4筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、5, 127㎡です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

事務局	権利の種別は、賃貸借です。担当委員は、1 番委員さんです。 番号 2 番 大字戸畑字中釣〇〇〇番〇です。登記簿地目は田で、面積は、6 0 4 m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 譲渡目的は贈与です。担当委員は、1 番委員です。 以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 と番号 2 を 1 番委員お願いします。
1 番委員	それでは、番号 1 の調査報告をいたします。 1 2 月 1 8 日、申請者の〇〇さんの奥様と推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は県道〇〇線を〇〇集落側に入った所に位置しています。水稻を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で稲作を計画しています。権利の内容は賃貸借権の設定で、譲渡人が遠方である事情で、権利の移動です。譲受人の通作距離は 5 0 0 m で耕作可能です。譲受人の経営農地は全てで 7 反程度で、耕作管理されており農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機などで、農業従事者は本人です。また、〇〇ダムの井路も問題なく、取得後の耕作に問題ありません。
1 番委員	続きまして番号 2 の調査報告をいたします。 1 2 月 2 1 日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と現地の立会いを行いました。国道〇〇〇号線〇〇三差路から西に 1 0 0 m 先に位置しています。稲を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田んぼで稲を作付けします。権利の内容は贈与、所有権の移転です。譲渡人が大型機械しか持たず農道幅がないため不都合があることを理由に権利の移動となりました。譲受人の経営農地は全て耕作管理しており、農機具の所有状況はトラクター、田植機などです。農業従事者は夫妻と子供です。取得後の耕作に問題はあります。以上報告を終わります。
議長	推進員さん補足があればお願いします。
推進委員	特に問題となるものはありません。

議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
6 番委員	合意解約についての記載について、5 ページとの記載が違っている点について、説明をお願いします。
7 番委員	様式の記載方法について、所有者の氏名が入るようにした方が分かりやすいと思いますので、事務局で確認させていただき、2 月以降の様式に反映させていきたいと思います。
議長	そのほかに無いようでしたら採決します。 (全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。
議長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。2 ページをお開きください。番号 1 番 大字 〇〇字 〇〇〇〇〇番 〇外 1 筆です。登記簿地目は田、面積は、1, 3 5 1 m²です。申請者及び土地の譲受人は、〇〇〇の 〇〇〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の 〇〇〇〇〇さんです。転用目的は集合住宅建設のためです。担当委員は、1 番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 1 番委員さんお願いします。
1 番委員	それでは、番号 1 の調査結果を報告します。 1 月 7 日、譲渡人の 〇〇さんの委任者 〇〇の 〇〇〇〇の方と 〇〇 〇〇の方、推進委員さんと事務局で現地の立ち合いをしました。 土地の所在は大字 〇〇字 〇〇〇〇〇で現在 〇〇〇の南側で町道

1 番委員	〇〇〇線と〇〇管理道沿いに位置しています。 田を集合住宅に転用する計画です。現況は昨年中の申請書提出前に整地がされており、譲渡人と譲受人からの始末書を提出がされています。この件については後ほど事務局から説明させていただきます。周囲には宅地が存在し、隣接農地はなく、排水先の水路管理者の同意書が提出されています。隣接の宅地等には影響のない計画です。権利の内容は所有権の移転です。具体的な利用内容は集合住宅で、2月に着工し、令和8年1月末までに完了する予定です。 土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。過去に農地法違反の該当はありません。 以上報告を終わります。
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	はい、この件につきましては、〇〇〇、〇〇さんが早く申請を出していなかった。12月始めの頃から工事を始めている。要するに事前着工なんです。現地立会の時になぜ先に申請を出していないのかと尋ねたところ、始末書は出している。始末書を出しているだけで通るのか。今からこういったことが出てくるんじゃないか。ただ始末書が出ているからということで通すのか。事務局も一つはそのあたりを考えておいてもらいたい。そういうことで、現地で〇〇〇側に強く意見を申し上げたんですけど、今までもこういったことが何回もあったと思いますが、玖珠町を馬鹿にしているのではないか、農業委員を馬鹿にしているのではないかと感じています。現場では、急ぐからとつい先にやってしまった。そして、始末書を提出しました。ということでした。 申請内容への意見はないですが、始末書での対応について、もう少し事務局側が考えていただきたいと思います。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	始末書のことについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	この案件では、申請前・許可前に重機が現地に入って、あたって

事務局	います。現地ですが、町道に面しているところが宅地地目で、その奥側が申請農地です。宅地地目部分に雑木が生い茂っていたことから伐採作業を先行して行っていたとのことでした。目的としては地盤調査のための機械を搬入するための作業でしたが、現地作業から申請地側の除草も同時期に行いたいと、受託業者に相談があり実施したと経緯を聞いています。伐採作業としては11月25日から29日の期間に重機で伐採作業を行い、地盤調査を12月6日に行っていることを報告していただいています。受託業者としては、この判断、指示が誤っていたとの認識があり、始末書の提出を頂いています。
議長	今回重機で作業した範囲はどこですか。
事務局	申請の農地2筆が南北にありますが、北側の農地が該当すると思われます。
4 番委員	耕作しなくなってからどのくらい経つのでしょうか。
推進委員	約2年前までは耕作していました。
6 番委員	推進委員さんから、業者側は時間がないから作業をしたと説明があったが、始末書を提出しさえすれば許されると簡単に考えられたら困る。昔から始末書で済まされていることもどうかと思う。本来、現状復旧じゃないか。玖珠町は以前から緩く対応していると思っている。〇〇〇はまだ厳しい。軽く見られている。農業委員会がいないことになる。形だけになる。委員会の存続意義がない。いつかの段階で、考えた方がいい。
事務局	農業委員会を軽視しているとの意見については、推進委員さんからもお話がありましたが、決してそうではありません。 この案件については、農地の表土を剥いでしまっていますが、この状態が転用行為になるのかどうなのかも判断の一つだと思います。建築物が建っていない、下を張っていないなど農地として、復旧が容易と判断できるかどうかもあると思います。

6 番委員	表土を剥いでもしたら、農地じゃなくなるのでは。
4 番委員	順番が間違っている。順番さえ守っていれば問題はなかった。
事務局	会社としても、許可前の作業については、指示ミスもあり大変反省しているとして、事務局に断りと経緯の説明に来庁しております。事業の実績が数多くある業者でありながら、今回のような件が発生していることは、手順の間違いであり、委員会を軽視しているということではないことを申し添えたいと思います。
事務局	確かに、事前着工は問題がありますが、始末書を提出してもらい、以後ないように注意喚起し、申請内容を審議することが現状の手続きの方法としてありますので、これを受けず審議しないことは、申請者側からの異議が発生することにもなると思います。
事務局	業者側には、事務局からも注意喚起を行います。
議長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、皆さんの意見を集約しますと採決保留の扱いとして、農業委員会として、申請者側に再度委員会で説明を求めたい。 次回、委員会に出席をいただき説明を伺う方針で良いですか。
事務局	県にも対応について助言をもらって、次回 2 月の定例会若しくは 1 月中に臨時の会を開催しての対応のいずれかで、調整することによってよろしいでしょうか。
議長	次に、議案第 3 号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。 別冊の議案書の最後のページ 5 ページをご覧ください。
事務局	すべて 新規の設定です。 3 年から 5 年の 件数が 4 件で、面積 19,469 m²です。 6 年から 9 年の 件数が 1 件で、面積 1,818 m²です。

議長	10年以上の件数が3件で、面積は、9,065㎡です。 合計件数は8件、合計面積30,352㎡です。以上です。 質疑はありませんか。 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員承認です。議案第3号は原案のとおり承認されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。 (事務局 報告事項)
事務局	報告事項に移らせていただきます。 報告第1号 別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。詳細は、ご一読ください。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が4件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が2件出されております。詳細は、ご一読ください。以上で議案の報告を終わります。 続きまして、協議・連絡事項について、補足説明いたします。 (資料に沿って説明)
議長	以上で、すべての報告事項を終わります。 協議、連絡事項について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

	いたします。 よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会 1 月定例総会を 閉会します。
--	---

--	--